

令和8年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託 プロポーザル選定実施要領

1. 業務概要

- ① 業務名：令和8年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託
- ② 業務内容：別紙「特記仕様書（公告用）」の通り
- ③ 履行期間：契約締結日の翌日から 令和9年3月12日
- ④ 限度額：上限4,994,000円（消費税を含む）
- ⑤ 業務の目的：本業務は、公共交通利用者数の増加に寄与する調査分析を行い、浦添市民や観光客の沖縄都市モノレールの利用促進をはじめとした利便性向上を図ることを目的とする。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する事が出来る者は、法人格を有するものであり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 浦添市の令和8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における登録業種土木関係コンサルタント業務に登録された者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記②の再認定を受けた者を除く。）。
- ④ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札決定日までの期間において、浦添市における本市の指名停止措置を受けていない者。
- ⑤ 参加しようとする者との間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- ⑦ 当該業務の見積額が限度額の範囲内であること。

3. 参加要件

1) 配置予定技術者の資格に関する要件

管理技術者は、以下に示す条件を満たす者であり、以下のいずれかの資格保有者であること。

- 技術士 建設部門（都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- R C C M（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

2) 配置予定管理技術者の居住に関する要件

管理技術者は、本プロポーザルの公告日時点で沖縄本島内に住民票があり、本業務完了まで転出の予定がない者とする。

4. スケジュール (予定)

日程	内容
令和8年9月29日(火)	公告及び質問受付開始
令和8年10月2日(金)	質問受付期限
令和8年10月6日(火)	質問回答期限
令和8年10月8日(木)	参加表明書提出期限
令和8年10月15日(木)	技術提案書提出期限
令和8年10月下旬 ～11月上旬 予定	審査（プレゼンテーション等）の実施 ※詳細日程は個別で連絡します。
令和8年11月上旬 予定	審査結果通知
令和8年11月中旬 予定	契約締結

5. 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式5）を提出すること。質問は提出書類の作成に係る質問のみとし、選定や審査に係る質問には回答しない。参加表明及び技術提案に係る質問については同時に実施する。

- ① 提出書類：質問書（様式5）
- ② 提出期限：令和8年10月2日(金)正午
- ③ 提出方法：電子メールでの提出とし、送信後は電話連絡にて受信確認を行うこと。
- ④ 提出先：浦添市役所 都市建設部 都市計画課（担当 宮城・森田）
tosikei@city.urasoe.lg.jp
- ⑤ 回答方法：回答は令和8年10月6日(火)17時までに浦添市ホームページにて公表する。質問者の情報は非公表とする。
- ⑥ 回答の効力：質問書により受け付けた質問に対する回答の内容は、本実施要領を補完したものとして取り扱う。

6. 参加表明書の提出

参加表明書は会社概要（任意様式）、配置予定管理技術者の住民票及び様式2により作成し、様式1を表紙として提出すること。

- ① 提出書類
 - 1) 参加表明書（様式1）
 - 2) 会社概要（任意様式）（会社名、所在地、登録事業、業務内容、資格取得者数《技術士、RCCM》、連絡先等を記入）
 - 3) 配置予定管理技術者の住民票抄本（マイナンバーの記載なし）
 - 4) 業務実施体制（様式2）

- ② 提出期間：令和 8 年 9 月 29 日(火)から令和 8 年 10 月 8 日(木)まで
- ③ 受付時間：土日、祝日を除く、午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
- ④ 提出方法：持参または郵送（郵送の場合も提出期限内必着）
- ⑤ 提出部数：3 部 （様式 1 については原本 1 部のみの提出）
- ⑥ 提出先：〒901-2501 浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号
浦添市役所 都市建設部 都市計画課（担当 宮城・森田）
T E L 098-876-1234（代表）（内 4014・4013）
E-mail : tosikei@city.urasoe.lg.jp

7. 技術提案書の提出

参加表明後、技術提案書を提出すること。

- ① 提出書類
 - 1) 技術提案書（様式 3）
 - 2) 本業務に対する企画提案（A4 版 2 枚または A3 版 1 枚以内）（様式 4）
企画提案の構成は次の通りとする。
 - ・モノレール利用促進に向けた方向性 ※必須
 - ・シェアサイクルポート増設調査の有効性 ※必須
 - ・業務工程 ※必須
 - 3) 提案内容に基づく仕様書（任意様式）
※「特記仕様書（公告用）」第 2 章で示す業務内容は必須項目とするが、技術提案の内容に合わせて変更可とする。
 - 4) 見積書（任意様式） ※令和 8 年度の設計業務委託等技術者単価を用いること
 - 5) 1) ～5) 提出書類一式の PDF データ格納した CD - R を 1 部提出
- ② 提出期限：令和 8 年 10 月 15 日(木)正午
- ③ 受付時間：土日、祝日を除く、午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
- ④ 提出方法：持参または郵送（郵送の場合も提出期限内必着）
- ⑤ 提出部数：3 部 （様式 3 については原本 1 部のみの提出）
- ⑥ 提出場所：参加表明書提出先と同様

8. 技術提案書の作成要領

本業務の技術提案書の作成にあたっては、提案内容が的確であり、業務目的と内容を理解した実行力のある提案をするものとする。

- ① 技術提案書の様式は、様式 4に示されるとおりとする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。（図表の文字についてはその限りでない）
- ② 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図を使用することができる。
- ③ 文章は適度に行間を空け、見やすい構成で作成すること。

9. 審査の実施方法

① 開催日時（予定）

令和8年10月下旬～11月上旬

時間未定（プレゼン 15 分/質疑応答 10 分）

※詳細については参加表明書提出者に個別に連絡いたします。

※上記と別に準備と片付けのための時間を 5 分間設けます。

② 場所（予定）

会場：浦添市役所 601 会議室（6 階）

控室：浦添市ミーティングルーム（6 階）

※日時決定に伴い変更する場合がございます。

③ 入室制限

発言の有無にかかわらず 4 人以内

④ 禁止事項

追加資料の配布、プレゼン時間の超過、自社名の発言

⑤ 事務局で準備するもの

テレビモニター（JAPANNEXT 65V 型）、企画提案書（審査委員分）

※この他プレゼンに必要な物は全て提案者でご準備ください。

※テレビモニターの実物を事前に確認したい場合は、事務局までご確認ください。

10. 技術提案書を特定するための評価基準等

提案者の提案内容に対して業者選定委員会が審査を行い、最も高い提案者を本業務の受託予定者として特定する。なお、審査段階において適切な事業実施が困難であると判断された場合は、受託予定者を特定しないことがある。

＜評価基準案＞

・モノレール利用促進に向けた方向性	40 点
・シェアサイクルポート増設調査の有効性	35 点
・業務工程の妥当性	10 点
・プレゼン	10 点
・本市入札参加資格名簿登録状況	5 点

※配点は「業者選定委員会」に諮った上で変動することがあります。

11. 審査結果の通知

審査の実施後速やかに市 HP に結果の掲載を行う。また、各技術提案者に対し文書またはメールにて審査結果を通知する。審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

12. 提案者の失格

以下に掲げる項目に該当する場合は、プロポーザル提案者を失格とする。

① 提出期限を過ぎて技術提案書が提出された場合

- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められた状態に至った場合
- ④ 審査に公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、技術提案にあたり著しく信義に反する行為等、業者選定委員会が失格と認めた場合

13. その他

- ① 業者選定委員会により特定した候補者が辞退した場合又は市との協議が整わなかった場合には、次順位以降の提案者を繰り上げて受託候補者とする。
- ② 提出期限以降の参加表明書及び技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出された技術提案書については、提案事業者の知的財産であることを鑑み、原則非公開とする。
- ④ 審査の結果、60点未満の場合は候補者とししない。

14. 技術提案に関する経費

技術提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。

15. 事務局

本プロポーザルを運営する事務局は、浦添市都市建設部都市計画課に置く。